

高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、「木の文化県構想」に基づく「木に親しむ」及び「木を活かす」活動の一環として、多くの県民等が利用する公共的空間や乳幼児、児童、生徒及び学生が利用する施設において、木に触れ、木に親しむことができる機会を創出することにより、木の良さを体感することで木及び森への興味を抱き、木を使うこと及び森林・環境の保全との関わりについての理解及び関心を深めてもらうため、森林環境税を活用し、県産材を積極的に利用して木材活用施設及び学校関連施設等の整備を実施する民間事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等については、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式による補助金交付申請書によるものとし、補助事業者は、所管の林業事務所（嶺北地域にあっては、嶺北林業振興事務所とする。以下同じ。）を経由して、正副2通を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付の申請があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付が適当であると認めたときは、別記第2号様式による決定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に

損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- 3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する完納証明書）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書を添えて知事に提出するものとする。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則、要綱等の規定に従わなければならないこと。
 - (2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (4) 補助事業により取得した財産については、森林環境税を活用していることを印刷等により表示し、かつ、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
 - (6) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があつた場合は、当該財産に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用、天災地変その他のやむを得ない事由による場合は、この限りでない。
 - (7) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
 - (8) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (9) 補助事業の実施に当たっては、前条第2項ただし書各号のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (10) 補助金の交付を申請するに当たっては、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- 2 知事は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又は規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく知事の処分違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があつた後においても取り消すことができる。

(補助事業の変更等)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更承認を受けようとするときは、別記第3号様式による補助金変更等承認申請書を所管の林業事務所を経由して、正副2通を知事に提出しなければならない。

2 変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 実施事業の廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助事業ごとの補助金額の増額及び20パーセントを超える減額
- (5) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

(事業期間の延期)

第7条 補助事業が予定の期間に完了しない場合は、別記第4号様式による事業期間延期届出書を知事に提出すること。

(実績報告等)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに、所管の林業事務所を経由して、正副2通を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第1項第7号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第1項第7号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第6号様式により所管の林業事務所を経由して、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(繰越しの承認の申請)

第9条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業の繰越しをする必要がある場合は、別記第7号様式による繰越承認申請書を補助事業の実施年度の3月31日までに提出し、知事の承認を受けなければならない。

(グリーン購入等)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとし、調達する木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして適法であるものを使用しなければならない。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月18日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第8条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年3月24日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則 この要綱は、平成27年4月22日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年6月21日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則 この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年3月21日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の種類	木材活用施設等整備	学校関連環境整備
事業内容	県内のPR効果の高い公的空間（注1）への木製品の導入及び内外装の木質化を行う事業	県内の幼稚園、保育施設、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブ、図書館等への木製品の導入及び内外装の木質化等を行う事業
補助対象経費	(1) 玄関、ロビー、休憩所その他県民の目に触れる機会が多い公的空間への木製品の導入経費 (2) 玄関、ロビー、休憩所、屋外その他県民の目に触れる機会が多い公的空間の木質化（注2）の整備に係る経費 ※建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合した整備とする。	(1) 幼児、児童、生徒及び学生が利用する木製（県産材）の机、椅子、遊具等の木製品の導入経費 (2) 幼児、児童、生徒及び学生が利用する保育室、教室等の木質化（注2）の整備に係る経費 ※建築基準法その他関係法令に適合した整備とする。
補助の条件	(1) 木製品の導入経費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (2) 木質化の整備費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (3) 次に掲げるものは、補助事業の対象としない。 ① 国、県、市町村等の他の事業（補助、委託、森林環境譲与税等）との併用 ② 既存施設の取壊し及び処分に係る経費又は敷地の造成費 ③ 不特定多数の利用が無く、主に補助事業者の職員等が業務を行うために使用する施設又は空間の整備 ④ 既に木質化されている部分及び導入されている木製品の改修。ただし、新たに木質化する面積が、既に木質化され今回改修しようとする面積以上である場合には、補助の対象に含めることが出来る（既に木質化された箇所が当該事業を活用している場合は、その面積を対象としない。）。 (4) 原則として高知県産材のみを活用した製材品、木製品を使用すること。 (5) 取得した製品等に、森林環境税を活用していることを印刷等により表示すること。	
補助事業者	社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等	社会福祉法人、学校法人、財団法人、保育施設、教育施設等の設置者
補助率	2分の1以内	
補助金額の下限	補助金額25,000円以上	補助金額25,000円以上
補助金額の上限	一施設当たりの限度額400万円、一事業者当たりの限度額500万円 ただし、小・中学校の内装木質化については限度額1,000万円	

(注) 1 「公的空間」とは、社会福祉施設、病院若しくは診療所、運動施設、銀行等金融機関、ホテル・旅館（客室を含む）、百貨店、コンビニエンスストアその他店舗及び飲食店、貸しホール、道の駅及び高速道路のサービスエリア、パーキングエリアなど、多数の県民等が広く利用可能な空間とする。ただし、特定の会員向け施設や主に職員の利用する空間など、多数の県民の利用が想定されていないものは対象外とする。

2 「木質化」とは、天井、床、内壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することとする。

3 特段の事情がある場合を除き、県に対し次のことを協力するものとする。

(1) 広報資料への掲載

(2) 見学会等における場所の提供

別記

第1号様式（第4条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
生年月日

高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の種類

2 事業の目的

3 事業計画書（別紙1）

4 収支予算書（別紙2）

5 関係書類

- (1) 見積書その他事業費を確認することができる資料
- (2) 補助事業者は、県税事務所で発行する完納証明書（滞納がないことを証するもの）又は、県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）ただし、納税義務がない者にあってはその旨の申立書
- (3) 設置箇所及び整備内容を確認することができる図面等
- (4) 補助事業者は、県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙3）

※1：税務課が別に定める「県営完納情報提供事務処理要領」における第4号様式

※2：補助事業者が個人の場合はマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

（注）関係書類について、（1）から（4）までを添えてください。

高知県木の香るまちづくり推進事業計画書

<p>事業内容等</p>	<p>[施設名及び所在地]</p> <p>[事業内容（整備内容又は木製品名及び数量）]</p> <p>[PR効果]</p> <p>[利用者数又は配布対象人数]</p> <p>[建築基準法その他関係法令] 有・無（(注)有の場合は、法令名称を記入してください。） 適・否（手続が必要な場合： 年 月届出又は許可予定）</p> <p>[事業費及び算出根拠]</p> <p>導入経費計 消費税 合計 円</p>
<p>課税方式</p>	<p>・原則課税 ・簡易課税（消費税に係る確定申告書を添えてください。） ・免税（消費税の申告義務がないため、当該補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がないことをここに申告します。） (注) 補助事業者においては、いずれかに○を記入してください。</p>
<p>使用する県産木材についての合法性証明の有無（予定）</p>	<p>有・無（無しの場合の理由： ） (注1) いずれかに○を記入してください。 (注2) 無しの場合の理由事例：平成18年10月1日以前に伐採した材を使用予定</p>
<p>事業期間</p>	<p>年 月 日 ～ 年 月 日</p>
<p>財産処分について (要綱第5条第1項第5号)</p>	<p>補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないことを理解し事業を実施すること。 (承諾 ・ 不承諾) ※いずれかに○を記入</p>
<p>県への協力事項</p>	<p>・広報資料への掲載 (可 ・ 不可) ・見学会等における場所の提供 (可 ・ 不可) (不可の場合の理由：) (注) それぞれ可か不可のいずれかに○を記入</p>
<p>担当者職氏名等</p>	<p>(職名) (氏名) (住所) (電話番号) (ファクシミリ番号)</p>

(注) 森林環境税を活用していることを表示する印刷等経費を含めることができます。

別紙2

高知県木の香るまちづくり推進事業収支予算書

1 収 入

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
県補助金		
自己負担金		
合 計		

(注) 県補助金額の支出額は、2分の1以内で1,000円未満の端数を切り捨ててください。

課税方式が原則課税かつ当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等がある場合は、県補助金の「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙4を記入してください。

2 支 出

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
木材活用施設等整備		
学校関連環境整備		
合計		

誓約書兼同意書

私は、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地

(代表者・職) 氏名 (自署)

補助金交付決定通知書

補助事業者名

年 月 日付けで補助金の交付の申請がありました高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金については、金 円を交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高知県知事名

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更及び追加交付の決定通知）がありました補助金に関し、下記のとおり変更したいので、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて、その承認を申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 変更の理由
- 3 事業計画書（変更）（別紙1）
- 4 収支予算書（変更）（別紙2）
- 5 関係書類
見積書その他事業費を確認することができる資料

（注） 変更前の内容を上段に括弧書きで記入し、変更後の内容を下段に記入し、対比することができるようにしてください。

別紙1

高知県木の香るまちづくり推進事業計画書（変更）

<p>事業内容等</p>	<p>[施設名及び所在地]</p> <p>[事業内容（整備内容又は木製品名及び数量）]</p> <p>[PR効果]</p> <p>[利用者数又は配布対象人数]</p> <p>[建築基準法その他関係法令] 有・無（有の場合は、法令名称を記入してください。） 適・否（手続が必要な場合： 年 月届出又は許可予定)</p> <p>[事業費及び算出根拠]</p> <p>導入経費計 消費税 合 計 円</p>
<p>事業期間</p>	<p>年 月 日 ～ 年 月 日</p>
<p>担当者職・氏名等</p>	<p>(職名) (氏名) (住所) (電話番号) (ファクシミリ番号)</p>

(注) 森林環境税を活用していることを表示する印刷等経費を含めることができます。

別紙2

高知県木の香るまちづくり推進事業収支予算書（変更）

1 収 入

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
県補助金		
自己負担金		
合 計		

(注) 県補助金額の支出額は、2分の1以内で1,000円未満の端数を切り捨ててください。

課税方式が原則課税かつ当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等がある場合は、県補助金の「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙4を記入してください。

2 支 出

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
木材活用施設等整備		
学校関連環境整備		
合計		

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

事業期間延期届出書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付決定（補助金の変更及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、事業期間の延期を届出ます。

記

1 延期の理由

2 変更前事業完了日

年 月 日

3 変更後事業完了日

年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更及び追加交付の決定通知）がありました補助金に関し、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の種類
- 2 事業実績書（別紙1）
- 3 収支精算書（別紙2）
- 4 関係書類
 - （1） 実施状況を確認することができる図面、写真等
 - （2） 納品された木材製品の合法性を確認することができる資料の写し（納品書等）
 - （3） 事業の着手日を確認することができる書類（見積依頼書等）
 - （4） 支払いを確認することができる書類（契約書、請求書等の写し）

（注）関係書類について、（1）から（4）までを添えてください。

高知県木の香るまちづくり推進事業実績書

事業内容等	<p>[施設名及び所在地]</p> <p>[事業内容（整備内容又は木製品名及び数量）]</p> <p>[PR効果]</p> <p>[利用者数又は配布対象人数]</p> <p>[建築基準法その他関係法令] 有・無（有の場合は、法令名称を記入してください。） 適・否（手続が必要な場合： 年 月届出・許可済 ）</p> <p>[事業費及び算出根拠]</p> <p>導入経費計 消費税 合計 円</p>
使用した県産木材についての合法性証明の有無	<p>有・無（無しの場合の理由： ）</p> <p>(注) 1 いずれかに○を記入してください。 2 無しの場合の理由事例：平成18年10月1日以前に伐採した材を使用</p>
事業期間	<p>年 月 日 ～ 年 月 日</p>
担当者職氏名等	<p>(職名) (氏名) (住所) (電話番号) (ファクシミリ番号)</p>

(注) 森林環境税を活用していることを表示する印刷等経費を含めることができます。

別紙2

高知県木の香るまちづくり推進事業収支精算書

1 収 入

(単位：円)

区 分	予算額	精算額	差引き増減額	摘 要
県補助金				
自己負担金				
合 計				

(注) 課税方式が原則課税かつ当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等がある場合は、県補助金の「摘要欄」に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙4を記入してください。

2 支 出

(単位：円)

区 分	予算額	精算額	差引き増減額	摘 要
木材活用施設等整備				
学校関連環境整備				
合 計				

3 県補助金精算

(単位：円)

補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額	既受領補助 金額	差引き補助金 未受領額
		2分の1以内			

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありましたことについて、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額
（ 年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額） | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額
（上記の3から2を減額した額） | 金 | 円 |

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

木の香るまちづくり推進事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、別紙3-1に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|----------------|-----------|
| 1 | 事業の繰越しを必要とする金額 | 円 |
| 2 | 1のうち補助金額 | 円 |
| 3 | 年度事業変更計画書 | 別紙3-2のとおり |
| 4 | 年度事業支出決算見込み書 | 別紙3-3のとおり |
| 5 | 繰越事業完了予定年月日 | 年 月 日 |

別紙 3 - 1 繰越理由書

事業の種類	事業概要	当初計画	事由

- (注)
- 1 「事業概要」欄は、事業内容を記入してください。
 - 2 「当初計画」欄は、着手日予定日を記入してください。
 - 3 「事由」欄は、次に該当する事由を記入するとともに、具体的な内容を記入してください。
 - ア 計画に関する諸条件
 - イ 設計に関する諸条件
 - ウ 気象の関係
 - エ アからウまでに掲げるもの以外のもの

別紙 3 - 2

年度 事業変更計画書

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰り越し）

事業の種類及び内容	事業費 (A+B)	補助対象 事業費	負 担 区 分		摘 要
			県補助金 (A)	その他 (B)	
計					

- (注) 1 「事業の種類及び内容」欄は、事業の種類が複数有る場合は、小計を設けてください。
 2 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
 3 「摘要」欄は、消費税仕入控除額等がある場合に消費税額を記入してください。
 4 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。

2 事業完了予定年月日

年 月 日

3 収支予算

(1) 収入

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰り越し）

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
その他		
計		

(注) 変更のない箇所は、3段書きの必要はありません。

(2) 支出

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰り越し）

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
計		

(注) 変更のない箇所は、3段書きの必要はありません。

高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金に係る消費税相当額集計表

単位：円

区分	事業費	県補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税相当額			消費税 確定 未確定	備考
					補助率	消費税 補助 相当 金額	分 金額		
合計									

(注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。

2 第11条第3項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。

3 「課税方式」欄は、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては、「免税」、同法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては、「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入してください。

4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。

5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する消費税額として税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額を記入してください。

6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあつては「確定」、それ以外の場合にあつては「未確定」と記入してください。